

1. 件名：原子力規制検査における機微情報の取扱いに関する面談

2. 日時：令和4年9月16日（金） 13：30～13：55

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 検査監督総括課 渡邊課長補佐、坂田課長補佐、立部係長  
原子力エネルギー協議会 部長 他1名

5. 要旨

令和4年8月29日に開催した第9回検査制度に関する意見交換会合の議論に基づき、原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）から原子力規制検査における機微情報の取扱いに関係して、以下について説明を受けた。

- ・ 電力共通研究成果の閲覧・開示に関する規程及び手続
- ・ 内部通報の取扱いの例として、中国電力のコンプライアンス推進体制（資料1）

これを受け、原子力規制庁は、電力共通研究成果の開示に関しては、緊急性を要する日本政府からの要請等があった場合、第三者へ開示や公開しないといった条件の下であれば、通常の開示手続きとは別に、メールやFAXを用いて関係者の了解を得るなど、開示までの期間を短縮できる手続きが定められていることを確認した。

また、内部通報の取扱いについては、コンプライアンス推進体制の枠組みや内部通報に関する情報の流れなどは確認できたものの、内部通報情報について原子力安全の観点で確認できる然るべき者や部門に情報が共有されるのか不明であったため、別途の説明をATENAに依頼した。

6. 配布資料

資料1 コンプライアンス推進体制

(<https://www.energia.co.jp/corp/active/saisei/taisei.html>)